証券コード　6914
平成28年５月17日

株　主　各　位

滋賀県大津市におの浜四丁目７番５号
（本社事務所　滋賀県大津市雄琴五丁目８番12号）
オプテックス株式会社
取　締　役　会　長
兼代表取締役社長　　小 林　　徹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月６日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月７日（火曜日）午後３時（受付開始：午後２時）
開催時間が定時株主総会と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

２．場　　所　滋賀県大津市雄琴五丁目８番12号
オプテックス株式会社　本社ビル　４階ホール
（末尾の「会場のご案内図」をご参照ください。）

３．目 的 事 項
決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第６号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.optex.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本臨時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意及び懇親会の開催はございません。ご了承くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

①　当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から監査等委員会設置会社に移行いたします。

　これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年　法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第27条（社外取締役との責任限定契約）の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

③　その他字句の修正及び上記の変更に伴う条文の変更等所要の変更を行うものであります。

　なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　　総則	第１章　　総則
第１条～第３条　　（条文省略）	第１条～第３条　　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　　（現行どおり）
（1）　取締役会	（1）　　（現行どおり）
（2）　監査役	（削　除）
（3）　監査役会	（2）　監査等委員会
（4）　会計監査人	（3）　　（現行どおり）
第５条～第17条　　（条文省略）	第５条～第17条　　（現行どおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第18条　当会社の取締役は９名以内とする。	第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。
（新　設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第19条　取締役は、株主総会において選任する。	第19条　取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
２～３　　（条文省略）	２～３　　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（新　設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第21条　代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議方法） 第24条　（条文省略） ２　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議方法） 第25条　（現行どおり） ２　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。
（社外取締役との責任限定契約） 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役との責任限定契約） 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５章　　監査役および監査役会	（削　除）
（監査役の員数）	
第28条　当会社の監査役は４名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任）	
第29条　監査役は、株主総会において選任する。	（削　除）
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（監査役の任期）	
第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　除）
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
（常勤の監査役）	
第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知）	
第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　除）
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
（監査役会規程）	
第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の報酬等）	
第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（社外監査役との責任限定契約）	
第35条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　　監査等委員会
	（監査等委員会の招集通知）
（新　設）	第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
	（監査等委員会規程）
（新　設）	第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
	（常勤の監査等委員）
（新　設）	第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
第36条～第39条　　（条文省略）	第32条～第35条　　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	小林（こばやし）　徹（とおる） （昭和23年１月10日生）	昭和54年 ５月 当社設立 当社代表取締役社長に就任 平成14年 １月 当社代表取締役社長兼ＣＥＯ 平成24年 １月 当社取締役会長兼代表取締役社長（現任）	1,374,975株
2	東（ひがし）　晃（あきら） （昭和36年６月10日生）	昭和59年 ４月 当社入社 平成15年 １月 当社社長室長 平成16年 １月 当社執行役員経営企画本部長 平成17年 １月 当社執行役員管理本部長 平成24年 ３月 当社取締役兼執行役員管理本部長 平成26年 １月 当社取締役兼執行役員管理統括本部長・管理本部長（現任）	8,830株
3	上村（かみむら）　透（とおる） （昭和35年４月９日生）	平成18年11月 当社入社 平成19年 １月 当社執行役員技術開発本部長 平成23年 １月 当社執行役員ＳＥＣ事業本部長 平成24年 ３月 当社取締役兼執行役員ＳＥＣ事業本部長 平成25年 １月 当社取締役兼執行役員ＳＥＣ事業本部長・ＥＳＩ事業本部長 平成26年 １月 当社取締役兼執行役員事業戦略統括本部長・ＮＳＳ事業部長 平成26年 ４月 当社取締役兼執行役員事業戦略統括本部長（現任）	3,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	柴田昌彦 (昭和33年10月８日生)	昭和60年 ２月 当社入社 平成16年 １月 当社モニタリング・セキュリティ事業本部画像機器事業部長 平成20年 １月 当社執行役員海外ＳＥＣ事業本部長 平成22年 １月 当社執行役員海外Ｓ＆Ｓ事業統括副本部長 平成23年 １月 当社執行役員エントランス事業本部長 平成26年 １月 当社執行役員営業統括本部長 平成26年 ３月 当社取締役兼執行役員営業統括本部長（現任）	6,650株
5	今井貴之 (昭和39年７月20日生)	昭和63年 ４月 当社入社 平成17年 １月 当社エントランス事業本部長 平成18年 １月 当社執行役員エントランス事業本部長 平成23年 １月 当社執行役員ビジネス開発本部長 平成26年 １月 当社執行役員事業統括本部長・ＳＥＣ事業部長 平成26年 ３月 当社取締役兼執行役員事業統括本部長・ＳＥＣ事業部長（現任）	8,475株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	黒田由紀男（くろだゆきお） （昭和30年12月13日生）	昭和56年４月　株式会社ワールドコーヒー入社 昭和58年１月　同社経理部長 平成元年12月　当社入社 平成５年９月　OPTEX MORSE INC. （現 OPTEX INCORPORATED）出向 平成15年１月　当社内部監査室 平成16年４月　当社内部監査室　室長 平成20年１月　当社グループ経営監査室　室長 平成27年３月　当社常勤監査役（現任）	660株
2	桑野幸徳（くわのゆきのり） （昭和16年２月14日生）	昭和38年４月　三洋電機株式会社入社 平成５年２月　同社取締役 平成５年12月　同社取締役研究開発本部長 平成６年３月　当社社外監査役 平成８年６月　三洋電機株式会社常務取締役 平成11年６月　同社取締役・専務執行役員 平成12年10月　当社社外監査役退任 平成12年11月　三洋電機株式会社代表取締役社長 兼ＣＯＯ 平成16年４月　同社代表取締役社長　ＣＥＯ兼ＣＯＯ 平成17年６月　同社取締役相談役 平成17年11月　同社相談役 平成18年３月　当社社外取締役（現任） 平成18年６月　三洋電機株式会社常任顧問 平成19年４月　同社常任顧問退任 （重要な兼職の状況） 大和ハウス工業株式会社　社外監査役	13,940株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	尾迫（おさこ） 勉（つとむ） （昭和23年１月27日生）	昭和42 年 ２月　立石電機株式会社 （現オムロン株式会社）入社 平成11 年 ６月　同社執行役員常務　品質・環境本部長 平成14 年 ６月　同社常勤監査役 平成21 年 ３月　同社常勤監査役退任 平成24 年 ３月　当社社外監査役（現任）	1,800株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．桑野幸徳及び尾迫　勉の両氏は社外取締役候補者であります。

（1）桑野幸徳氏を社外取締役候補者とした理由は、大手電機メーカーにおける代表取締役の職務経験があり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき的確な助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって10年２ヶ月となります。

（2）尾迫　勉氏を社外取締役候補者とした理由は、大手電機メーカーにおける常勤監査役の職務経験があり、幅広い見識と豊富な知識及び経験を有しており、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって４年２ヶ月となります。

３．当社と桑野幸徳及び尾迫　勉の両氏とは、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。また、両氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。さらに、黒田由紀男氏につきましても、同氏が選任された場合には、当社は同様の契約を締結する予定であります。

４．当社は、桑野幸徳氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、尾迫　勉氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額については、平成26年３月29日開催の第35回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として承認いただき、今日に至っております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300,000千円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、５名（うち社外取締役０名）となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額43,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社は、役員退職慰労金を廃止する一方で、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対して、従来の報酬限度額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割当てることを平成27年３月28日開催の第36回定時株主総会においてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決及びその効力が発生することを条件として、現在の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を廃止したうえで、第４号議案の報酬額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、年額50,000千円以内の範囲で割当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は５名となります。

記

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権１個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　株式分割又は株式併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

（2）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割当てる新株予約権の数は300個を上限とする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

（6）新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

（8）その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以　上

メ　モ

会場のご案内図

〈会　　場〉　滋賀県大津市雄琴五丁目８番12号
オプテックス株式会社　本社ビル　４階ホール
電　話　077（579）8000（担当：総務人事課）

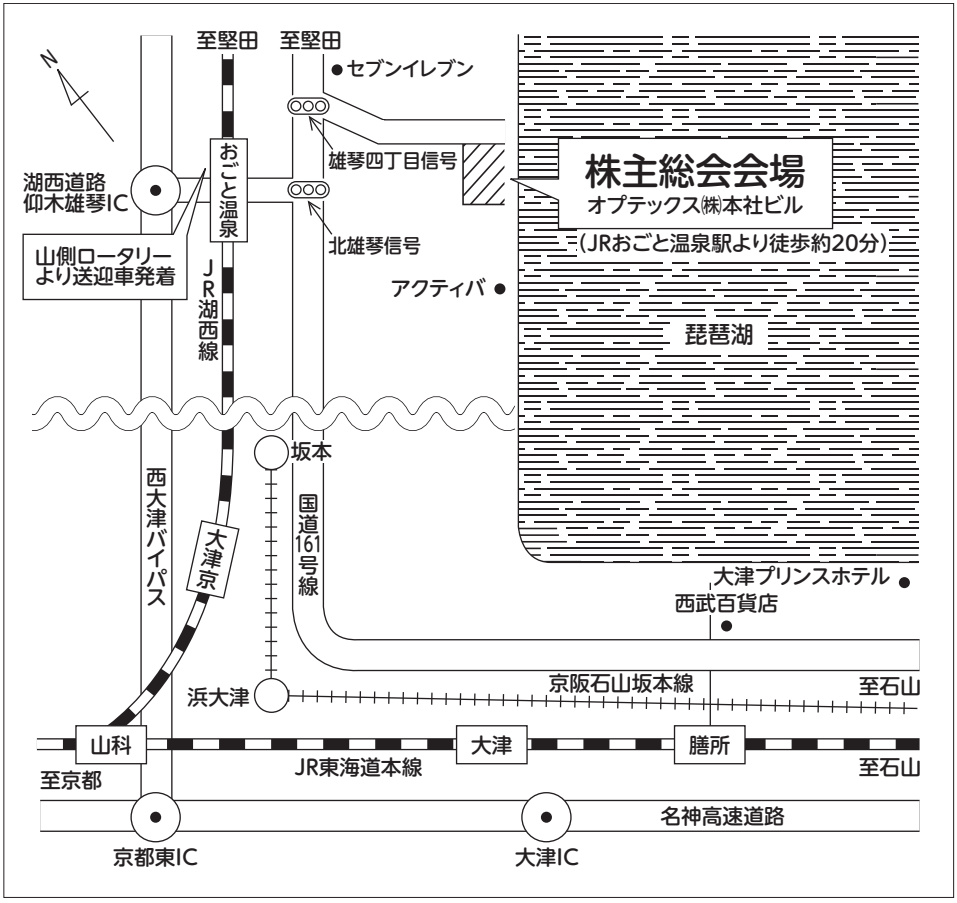

〈交通機関〉　ＪＲ湖西線おごと温泉駅下車　南東へ徒歩約20分
なお、当日ＪＲおごと温泉駅（山側ロータリー）から株主総会会場まで送迎車をご用意いたしますのでご利用ください。
（ご利用時間　午後２：15～２：50　閉会後　30分間）

本総会は、お土産のご用意及び懇親会の開催はございません。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。